

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年5月22日

福島県知事 殿



提出者

住 所 福島県会津若松市大戸町上雨屋188番地1
氏 名 三立あおい生コン 株式会社
代表取締役 倉林 勇
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0242-92-2316

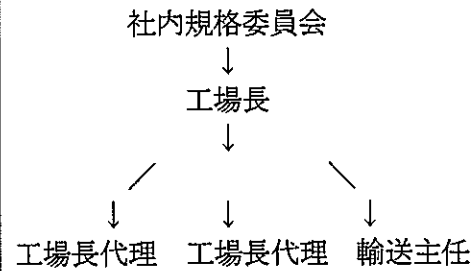
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三立あおい生コン 株式会社
事業場の所在地	福島県会津若松市大戸町上雨屋188番地1
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	窯業・土石製品製造業
②事業の規模	製造品(レディーミストンクリート)出荷額等 約3億円(令和6年度)
③従業員数	15人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	製造プラント 納入現場での残・戻りコン 未硬化コンクリート ・ブロック作成 → 販売 ・場内硬化 → ガラス → 中間処理 陶磁器くず 委託(破碎) ・プラント 運搬車洗浄 → 汚泥 → 中間処理 造粒固化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

社内規格委員会：廃棄物に関する検討
 廃棄物管理責任者：工場長
 廃棄物管理責任者代理：工場長代理
 廃棄物管理
 外注担当：工場長代理
 製造担当：工場長代理
 輸送担当：輸送主任



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず	汚泥
	排出量	3033.61	14.45
	(これまでに実施した取組) 発生した残コン・戻りコンにより、ブロックを作成し販売するも発生量に関しては、発注者サイドの事項が多い為、抑制には到っていないのが現状である。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず	汚泥
	排出量	2,500	100
	(今後実施する予定の取組) 発注者との協議を密に行い、発生量の抑制を図る。 発生した残コン・戻りコンによる、ブロック作成、販売の増量を図る		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同一種産業廃棄物の為、特になし
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同一種産業廃棄物の為、特になし

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず	汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	65 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 発生した残コン・戻りコンによる、ブロック作成、販売		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず	汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	100 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 発生した残コン・戻りコンによる、ブロック作成、販売の増量		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 自ら産業廃棄物の中間処理は行っていない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 自ら産業廃棄物の中間処理は行わない		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 自ら産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入は行っていない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 自ら産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入は行わない		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず ^a	汚泥
	全処理委託量	2,968.61 t	14.45 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	2,968.61 t	14.45 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 再生路盤材を製造することが出来る業者を選んで処分を委託		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず	汚泥
	全処理委託量	2,400 t	100 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	2,400 t	100 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	優良認定処理業者の確認と処理委託の検討する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。